

公益社団法人日本社会福祉士会 2020 年度臨時総会 議事録

1. 日 時 : 2021年3月20日(土) 13:00～:15:50

2. 場 所 : 本会事務局会議室及び Zoom 会議室

○都道府県社会福祉士会

【出席者】(敬称略)

鳴海 春輝(青森)	坂口 繁治(岩手)	折腹実己子(宮城)	鈴木 一成(山形)
松本 喜一(福島)	竹之内章代(茨城)	松永千恵子(栃木)	新木 恵一(群馬)
本橋 朝子(埼玉)	樽林 元樹(千葉)	後藤 哲男(東京)	隅河内 司(神奈川)
渡辺 陽一(新潟)	萱津 公子(長野)	清水 剛志(富山)	堂田 俊樹(石川)
竹澤 賢樹(福井)	安達 智紀(岐阜)	高橋 邦典(静岡)	前田 修(愛知)
嶋垣 智之(三重)	高田 佐介(滋賀)	福富 昌城(京都)	前川阿紀子(大阪)
谷口 弘(兵庫)	西田 利昭(奈良)	玉置 薫(和歌山)	前田 啓喜(鳥取)
加川 充浩(島根)	今岡 清廣(岡山)	山中 康平(広島)	梅木 幹司(山口)
和泉 芳枝(徳島)	三瀬 誠(香川)	辻 京子(愛媛)	徳弘 博国(高知)
百枝 孝泰(福岡)	大垣内 勇(佐賀)	小川 睦(長崎)	深谷 誠了(熊本)
白田 晃久(大分)	川崎 順子(宮崎)	東 和沖(鹿児島)	角山 信司(沖縄)

[書面評決書]

神内秀之介(北海道) 和田 士郎(秋田) 田村 正人(山梨)

(計47名)

【欠席者】(敬称略)

なし

○日本社会福祉士会

【出席者】(敬称略)(代表理事(会長)、業務執行理事(副会長)以下、五十音順)

代 表 理 事 : 西島 善久

業務執行理事 : 中島 康晴 山崎 智美 栗原 直樹

理 事 : 安藤 千晶 伊東 良輔 竹田 匡 岡本 達也 島崎 義弘 中田 雅章

中山 貴之 橋 典孝 星野 美子

(計13名)

監 事 : 江原 伸弘

(計1名)

事 務 局 長 : 小笹 知彦

【欠席者】(敬称略)

監 事 : 宗 直樹

(計1名)

3. 準備手続き

(1) 議長団選任

小笹事務局長から定款第 30 条の規定にもとづき、議長団の選任について諮ったところ、以下のとおり選任され、異議なく承認された。

前田 修 氏（愛知県社会福祉士会）

福富 昌城 氏（京都社会福祉士会）

(2) 議事録署名人選任

議長より定款第 34 条第 2 項にもとづき、議事録署名人の選任について諮ったところ、以下のとおり選任され、異議なく承認された。

嶋垣 智之 氏（三重県社会福祉士会）

高田 佐介 氏（滋賀県社会福祉士会）

(3) 定足数確認及び開会宣言

小笹事務局長から本総会の出席者数の報告を行った。都道府県社会福祉士会の代表者数 47 名のうち、会場出席者 44 名、書面評決書による出席者 3 名で、定款第 31 条第 1 項に規定された定足数（正会員代表者の過半数の出席）を満たしていることから、前田議長より開会が宣言された。

4. 会長挨拶

西島会長から開会の挨拶があった。

5. 審議事項

<第 1 号議案> 定款変更

栗原副会長から議案資料集及び当日配布にもとづき、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」（社援発 1213 第 1 号、令和元年 12 月 13 日）において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法が見直されましたため、定款の第 13 条第 1 項第 4 号を削除する変更について説明した。

質問、意見は出ず、採決に移り、第 1 号議案は、賛成が定款第 31 条第 1 項に規定された過半数以上と認められ、可決された。（承認：47 [うち「書面評決書」による「承認」3] 不承認：0)

<第 2 号議案> 「社会福祉士の行動規範」改定

中田理事から議案資料集及び当日配布資料にもとづき、「社会福祉士の倫理綱領」の改定が 2020 年 6 月 30 日に採択された後に着手した「社会福祉士の行動規範」の改定案を説明した。採択済みの改定「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士の行動規範」を的確に伝達、周知するため、今後、伝達研修等の開催や『社会福祉士の倫理綱領 実践ガイドブック』（中央法規出版）の改訂を行う予定であることを補足した。

(質疑応答)

高橋氏（静岡）

「2-2 社会福祉士は、クライアントから専門職としての支援の代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。」とあるが、「専門職としての支援の代償として」は必要ないのではないか。専門職としての支援ではなく、個人的な支援であれば代償を受け取って良い、と捉えられる可能性があるのではないかと。支援は専門職として行うものであるから、「社会福祉士は、クライアントから

支援の代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。」とするのが適切ではないか。「3. 受容 社会福祉士は、クライアントに対する先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容しなければならない。」に「クライアントに対する」があることによって先入観等の対象範囲が限定的で狭くなるのではないか。ここは「社会福祉士自らの持っている先入観や偏見を排し」とするの
が適切ではないか。

中田理事

「専門職としての支援の代償」については、本行動規範は社会福祉士の行動規範であることから社会福祉士としての専門的な支援を念頭に置いており、社会福祉士と個人を区別してはいない。

「受容」のところも都道府県社会福祉士会からの意見も取り入れご指摘のあった内容を含んでいる。本日の議案としている「社会福祉士の行動規範」改定案は、都道府県社会福祉士会から意見募集を行い、その意見を反映したものとしている。そのため、ここでさらにご指摘を受けいれ修正することは難しい。また、「社会福祉士の倫理綱領」は昨年 6 月の書面評決総会で採択されており、現在、行動規範がない状態であることも理解をいただき、審議をお願いしたい。

小笹事務局長

ご指摘のあった点は、中田理事からの回答のとおり、その内容を含んでいる。個々の記述の解釈は多様に受けとめられる部分があると思う。拙速に「社会福祉士の行動規範」改定したいというわけではない。今後、よりわかりやすくするために『社会福祉士の倫理実践ガイドブック改訂版』の出版の準備を進めているところである。本会の改定は都道府県社会福祉士会からの意見も取り入れたものであることを踏まえて、ご審議いただき、ご指摘の点については『社会福祉士の倫理実践ガイドブック改訂版』の作成に活かすという進め方でどうか。

高橋氏（静岡）

指摘した点の趣旨を踏まえて運用してもらいたい。承服しがたい部分もあるが、その進め方で構わない。

質疑応答後、採決に移り、第 2 号議案の承認数が定款第 31 条第 1 項に規定された過半数の要件を満たし承認された。（承認：47 [うち「書面評決書」による「承認」3] 不承認：0)

6. 承認事項

＜第 1 号承認＞財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書

中島副会長から議案資料集にもとづき、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクト」（以下「財政・事務局強化 PT」という。）が、今後取り込むべき事項として取りまとめた「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書（案）」に盛り込んだ「（1）入会促進及び退会抑制について」「（2）事務局業務の支援」「（3）内外に向けた情報発信の強化」「（4）財政にかかる事項」等を説明した。当該提案書の実現には、都道府県社会福祉士会の協力が欠かせないことから協力を依頼した。

質問、意見は出ず、採決に移り、第 1 号承認の承認数が定款第 31 条第 1 項に規定された過半数以上と認められ、可決された。（承認：45 [うち「書面評決書」による「承認」3] 不承認：1 棄権：1)

＜第 2 号承認＞正会員の会費の扱いについて

西島会長から議案資料集にもとづき、第 32 回通常総会（2019 年 6 月 15 日）において議決した「『日本社会福祉士会の会費に関する規則』の統一見解について」に則り佐賀県社会福祉士会と協議のうえ、合意に達した会費納入にかかる事項について説明した。

（質疑応答）

萱津氏（長野）

2019 年度以降は日本社会福祉士会の会費に関する規則に則り佐賀県社会福祉士会が会費を納めることは、理解した。2016 年度から 2018 年度分については、に支払うべき会費の 70%を納めるとしているが、70%と設定した根拠は何か。

西島会長

正会員としての特典を享受いなかったため研究誌や会報の受領などができていない個人会員がいたこと。また、双方代理人を立てて協議した結果、70%という数字で合意ができた。

萱津氏（長野）

了解した。今後、47 都道府県社会福祉士会が一体となり、連合体を盛り上げていければと思う。

質疑応答後、採決に移り、第 2 号承認の承認数が定款第 31 条第 1 項に規定された過半数の要件を満たし承認された。（承認 47：[うち「書面評決書」による「承認」3] 不承認：0）

第 2 号承認の終了後、前田議長から 15 分の休憩が宣告された。

14：11～14：36 休憩

14：36 福富議長から再開が宣言された。

7. 理事会報告事項

<第 1 号報告>2021 年度事業計画

<第 2 号報告>2021 年度予算

山崎副会長から議案資料集にもとづき、第 1 号報告、2021 年度事業計画の基本方針及び事業方針等を報告した。中島副会長から議案資料集及び当日配布資料（別冊）にもとづき、第 2 号報告、2021 年度収支予算及び財政状況について報告した。

質問等はなかった。

<第 3 号報告>次期綱紀委員会委員選任報告

栗原副会長から議案資料集にもとづき、都道府県社会福祉士会会員から選任した 7 名と外部から選任した 3 名の綱紀委員会委員（任期：2021 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）について報告した。

質問等はなかった。

<第 4 号報告>成年後見事業被害者見舞金の適用について

山崎副会長から議案資料集にもとづき、成年後見事業被害者見舞金の適用した案件の概要及び被害にあった方それぞれに 100 千円ずつ、合計 200 千円を支払ったことを報告した。

質問等はなかった。

＜第5号報告＞その他

（１）ばあとなあ活動報告書 IT 化について

山崎副会長から当日配布資料にもとづき、ばあとなあ活動報告書 IT 化の検討にかかる経過報告をし、今後、都道府県社会福祉士会の意見を聞いたうえで第33回通常総会（2021年6月19日）で承認を得たいこと及びばあとなあ活動報告書 IT 化システム開発・運営費用の考え方（案）について説明した。星野理事から当日配布資料にもとづき、ばあとなあ活動報告書 IT 化都道府県社会福祉士会の意向調査結果の概要及び IT 化のシステム仕様（案）について説明した。続いて、西島会長から口頭で、仕様（案）は、都道府県社会福祉士会の意見を反映したものであること、運用を開始するにあたっては、将来的にはすべての社会福祉士会がシステムに参加することを目指す、すでにシステム化している社会福祉士会もあるので、日本社会福祉士会として、すでにシステム化している社会福祉士会へはどのような支援ができるかをあわせて検討していくことを補足した。

（質疑応答）

高橋氏（静岡）

IT 化については、慎重に進めてほしいと考えている。すでに独自で IT 化しシステムを導入している社会福祉士会があるので、その意見や状況等を聞いて丁寧に IT 化の議論を進めてほしい。今の説明では、第33回通常総会での承認ありきと受けとめた。第33回通常総会承認ありきではなく、きちんと議論をし、合意の上で総会に諮ってほしい。ばあとなあ活動報告書 IT 化に関する資料は当日資料であり、説明時に資料の画面共有もなかった。資料説明は、先ほどの説明で終わりとせず、丁寧な説明を求めたい。これから議論を慎重に進めることをお願いしたい。

星野理事

ご意見に感謝する。上手く情報共有できなかったことについてお詫びする。様々な立場にある社会福祉士会の意見等を聞き、都道府県社会福祉士会の事務負担を軽減するために丁寧に IT 化の議論を進めていきたいと考えている。

坂口氏（岩手）

IT 化については賛成である。すでに IT 化している社会福祉士会もあるが、IT 化はばあとなあ全体で推進していくべき時期にきていると思う。受任件数も今後増えていくことから先延ばしするとさらに大きな作業になることが予想される。IT 化には経費がかかるが、その経費負担は、ばあとなあ名簿登録者が基本となるような方法を全体で考えていく必要があると考えている。

出された意見を参考にして、ばあとなあ活動報告書 IT 化を進めていくこととした。

（２）子ども家庭福祉にかかる資格の在り方の動き

中島副会長から資料にもとづき、子ども家庭福祉の資格化にかかるロビー活動について（新たなソーシャルワーカーの国家資格創設に反対する活動）本会が参画するソーシャルケアサービス研究協議会（以下「SCS 研究協議会」という。）が支援母体となって設立された、「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（以下「SCS 議員連盟」という。）が4月1日に「児童虐待撲滅に向けたソーシャルワーカー養成の現状と展望」を議題に総会を開催することを報告し、都道府県社会福祉士会においては、地元国会議員の参加を働きかけてほしいことを依頼した。また、都道府県社会福祉士会からの意見を集約した本会のソーシャルワークを考える政治的アプローチの目標設定項目を SCS 研究協議会に提案し、目標とすることの合意を得たため、都道府県社会福祉士会と SCS 議員連盟との関わり方について協力を強化する方向で進めたいこと、その方向性については、第33回通常総会で承認を得たいことを補足した。

当日資料（PDF）に綴じられている SCS 議連総会の案内資料のワード版を都道府県社会福祉士会メーリングリストに配信することとした。

（３）コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査中間まとめ

竹田理事から当日配布資料にもとづき、「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する調査」について約 120 件の回答があったこと、中間まとめの概要及び地域包括ケア推進委員会でさらに分析し、最終的まとめを公表する予定であることを報告した。

質問等はなかった。

８．事務連絡

＜第 1 号事務連絡＞規程類改正

小笹事務局長から議案資料集にもとづき、2020 年 6 月から 2021 年 2 月までに改正及び制定した規程類の内容の要点を報告した。

＜第 2 号事務連絡＞第 29 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）報告

山形県社会福祉士会の鈴木理事長から口頭で、7 月 3 日（土）、4 日（日）に Web 開催となる第 27 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）の準備の進捗状況について報告した。

＜第 3 号事務連絡＞第 30 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）報告

東京社会福祉士会の後藤会長から口頭で、第 30 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）を 2022 年 7 月 2 日（土）、3 日（日）に開催することとし、準備を進めていることを報告した。

＜第 4 号報告＞その他

（１）４月１日からの日本社会福祉士会の事務局体制について

西島会長から口頭で、4 月 1 日からの新しい本会事務局体制について報告した。

以上で議事を終了し、15：50 に閉会した。